

令和5年度個人情報保護委員会調達改善計画の年度末自己評価（概要）  
（対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日）

令和6年6月28日  
令和6年11月8日  
（一部追記）  
個人情報保護委員会

第1 一者応札の改善

令和5年度は、以下のチェックプロセスを実施  
入札説明会等に参加したが、応札しなかった者からの意見聴取  
→一者応札であった12事業を対象に実施

| 意見聴取により判明した課題                                                        | 今後の対応方針                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○仕様書で求められている資格を満たす人員の確保が困難<br><br>○示された調達スケジュールでは、準備期間が短く、作業体制の確保が困難 | ○作業要員の要件が過大になっていないか精査し、緩和できる要件について緩和をする。<br>○業務の開始時期に照らし、資料閲覧期間を十分に確保するとともに、業者の準備期間も十分に確保したスケジュールにする。 |

第2 随意契約の事前審査の実施

競争性のない随意契約について、個人情報保護委員会に設置している随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施

第3 調達における公告期間の確保の徹底

総合評価落札方式の調達の場合には、公告期間を30日以上確保することを徹底

第4 一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化

令和5年度は、以下のチェックプロセスを実施

- ① 一者応札に対する事前審査  
→前年度一社応札だった7事業について、前年度度のセルフチェックリストを踏まえ、適切な調達手法等を検討（前年度以上の公告期間を確保し、開札日も早めた結果、1事業について複数者応札に改善）
- ② 一者応札に対する事後審査  
→一者応札であった12事業を対象として開札後において、セルフチェックリストによる入札手続の妥当性等のチェックプロセスを実施

第5 その他の取組

- ① 前年度に引き続き、汎用的な物品・役務における共同調達を実施
- ② 契約状況について、外部有識者からの意見を聴取
- ③ オープンカウンター方式の実施

以上

[illegible]

## その他の取組

| 調達改善計画                                                                                                                                                               |                | 令和5年度末個人情報保護委員会自己評価結果(対象期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日) |                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 具体的な取組内容                                                                                                                                                             | 新規<br>継続<br>区分 | 取組の効果<br>(どのようなことをして、どうなったか)                    |                                                 |
|                                                                                                                                                                      |                | 定量的                                             | 定性的                                             |
| 契約の事後検証の実施<br>・個人情報保護委員会が行う全ての契約について、少なくとも年度内に1回、第三者の立場から監視を行うため。に設置している入札等監視委員会において、調達方法、調達手続の過程、契約の内容等について外部有識者による検証を実施する。<br>・契約における外部有識者からの意見を聴取し、次回以降の調達に反映させる。 | 継続             | -                                               | 入札等監視委員会(行政事業レビュー)の外部有識者から意見を聴取し、次回以降の調達に反映させる。 |
| 汎用的な物品・役務における共同調達等<br>・汎用的な物品・役務における共同調達については、既にその大部分で実施しているところ、前年度までに実施した品目を継続して実施するとともに、引き続き、共同調達の拡大及び品目の増加に努める。                                                   | 継続             | -                                               | 前年度に引き続き、汎用的な物品・役務における共同調達を実施                   |
| オープンカウンター方式の実施<br>・少額の随意契約を行う案件について、オープンカウンター方式により提出箱等に自由に見積書を受け付ける調達を行い競争性、公平性の確保を図る。                                                                               | 継続             | -                                               | 他省庁より情報収集を行い、少額の随意契約を行う案件について、オープンカウンター方式を実施    |

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
(対象期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合(兼入札等監視委員会) 赤羽 貴座長】 意見聴取日【: 令和5年7月 24 日】

| 意見聴取事項                              | 意見等                                         | 意見等への対応                        |
|-------------------------------------|---------------------------------------------|--------------------------------|
| ○令和4年度個人情報保護委員会調達改善計画年度末自己評価の結果について | ○委員会全体として、調達に当たっては、引き続き業者の参加が増えるように努力してほしい。 | ○御指摘を踏まえ、一者応札改善に向けた取組を一層充実させる。 |

※令和6年11月8日追記

外部有識者の氏名・役職【政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合(兼入札等監視委員会) 赤羽 貴座長】 意見聴取日【: 令和6年7月 12 日】

| 意見聴取事項                              | 意見等                                                                                                                       | 意見等への対応                                      |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| ○令和5年度個人情報保護委員会調達改善計画年度末自己評価の結果について | ○「公告期間30日以上確保することを徹底」とあるが、徹底だと今まで期間を確保できていなかったのかという疑念を抱かれるため、記載を変えたほうが良いのではないかと。<br>○一者応札が減少したことは良かったが、引き続き減少するよう対処してほしい。 | ○御指摘を踏まえ、記載内容を検討するとともに、一者応札改善に向けた取組を一層充実させる。 |

| 一者応札の要因分析一覧                                   |                                            |                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 件名                                            | 要因(※入札説明書を取り寄せたが応札しなかった者からの聞き取り結果)         | 対応策                                                                                                                 |
| 令和5年度報告受付管理システムに係る運用保守等業務                     | 作業体制の確保が困難                                 | 引き続き、作業要員の要件緩和を検討する。また、新規事業者の初期コストを吸収できるように契約期間の複数年度化を検討する。                                                         |
| ソーシャルメディア等に係る情報提供業務                           | 開発事業者以上の提案や価格を提示することが困難                    | 引き続き、公告期間を十分に確保するとともに、業者の準備期間も十分に確保した入札スケジュールにする。                                                                   |
| 令和5年度保護評価システムの運用及び保守業務                        | 作業体制の確保が困難                                 | 次回調達では次期システムが対象になることから、作業体制の要件がシステム規模と比較して過大になっていないかを精査し、緩和できる要件は緩和する。また、資料閲覧期間を十分に確保した入札スケジュールにする。                 |
| 令和5年度保護評価システムに係る検証環境提供業務                      | 作業体制の確保が困難                                 | 次期システムへの更改に伴い、次回調達の実施なし                                                                                             |
| 新聞等記事のクリッピング業務                                | 仕様書で求められている業務内容の要件を満たすための検討期間が十分に確保できなかった。 | 公告日から資格要件証明書提出期限日までの日数を長期化する。                                                                                       |
| 個人情報を考える週間に係る広報業務                             | 作業体制の確保が困難                                 | 業者の準備期間も十分に確保した入札スケジュールにする。                                                                                         |
| 地方公共団体向け個人情報の紛失・漏えい事案に対する対処訓練業務               | 訓練を実施する体制の確保が困難                            | 入札に参加可能と思われる事業者を事前に調査し、把握に努める。                                                                                      |
| ウェアラブル端末により取得した生体情報等を活用する技術・サービスに関する海外・国内動向調査 | 自社の既存事業の関係で人員等の体制確保が困難だったため。               | 引き続き、資料閲覧期間を十分に確保するとともに、業者の準備期間も十分に確保した入札スケジュールにする。                                                                 |
| 個人情報保護委員会ウェブサイトに係る運用及び保守業務<br>(令和5年度8～3月)     | 資格要件等を満たす作業体制の確保が困難                        | 資格要件等の見直しを図るとともに、業者の準備期間も十分に確保した入札スケジュールにする。                                                                        |
| 地方公共団体における個人情報保護法施行条例等に関する分析等業務               | 人員や体制規模の構築・確保が困難                           | 業務内容に専門性があり、実施能力のある事業者がある程度限られることも考えられるが、参加可能性のある事業者を事前に調査し、把握に努めるとともに、資料閲覧期間を十分に確保する等、事業者の準備期間も十分に確保した入札スケジュールにする。 |
| 行政機関等における個人情報保護法に基づく個人情報ファイルの管理状況等に係る調査業務     | 作業体制の確保が困難                                 | 資料閲覧期間を十分に確保するとともに、業者の準備期間も十分に確保した入札スケジュールにする。                                                                      |
| 共同利用についての通知等に関する調査                            | 契約期間が繁忙期と重なり、人員等のリソース確保が難しかったため。           | 年度末を極力避ける調査実施時期とする等、各社のリソースを踏まえ、より多くの者が応札可能な工期設定となるよう努める。                                                           |